

## 37 国際農産物等市場構想推進事業

【372（200）百万円】

### 対策のポイント

国際空港及び国際港湾近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と輸出拠点化構想の策定を支援します。

### <背景／課題>

- ・国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待されています。
- ・また、卸売市場からの輸出を促進するための環境整備として、輸出にも対応可能な品質管理高度化設備の導入促進を図ることも必要です。

### 政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大  
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))
- 平成32年度までに1中央卸売市場当たりの取扱金額を平成25年度比8%増  
(585億円(平成25年度)→632億円(平成32年度))

### <主な内容>

#### 1. 国際農産物等市場推進計画策定支援 352（180）百万円

国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場から国産農林水産物を輸出する構想（国際農産物等市場構想）を実現し、輸出拠点化を推進するため、当該市場における海外バイヤーの買付け等の動向を踏まえた国産農林水産物の輸出に向けた調査及び推進計画の策定を支援します。また、輸出促進の取組をさらに推進するため、配送・在庫管理・トレーサビリティ等の物流管理システムの構築等の実証調査を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援 20（20）百万円

卸売業者又は仲卸業者等が、輸出にも対応可能なHACCP対応等高度な品質管理機能を有する低温管理設備等を市場内外の倉庫等にリース方式により設置する取組を支援します。

補助率：1/2以内  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食品流通課 (03-3502-8237)]

# 国際農産物等市場構想推進事業

【平成29年度予算概算要求額:372(200)百万円】

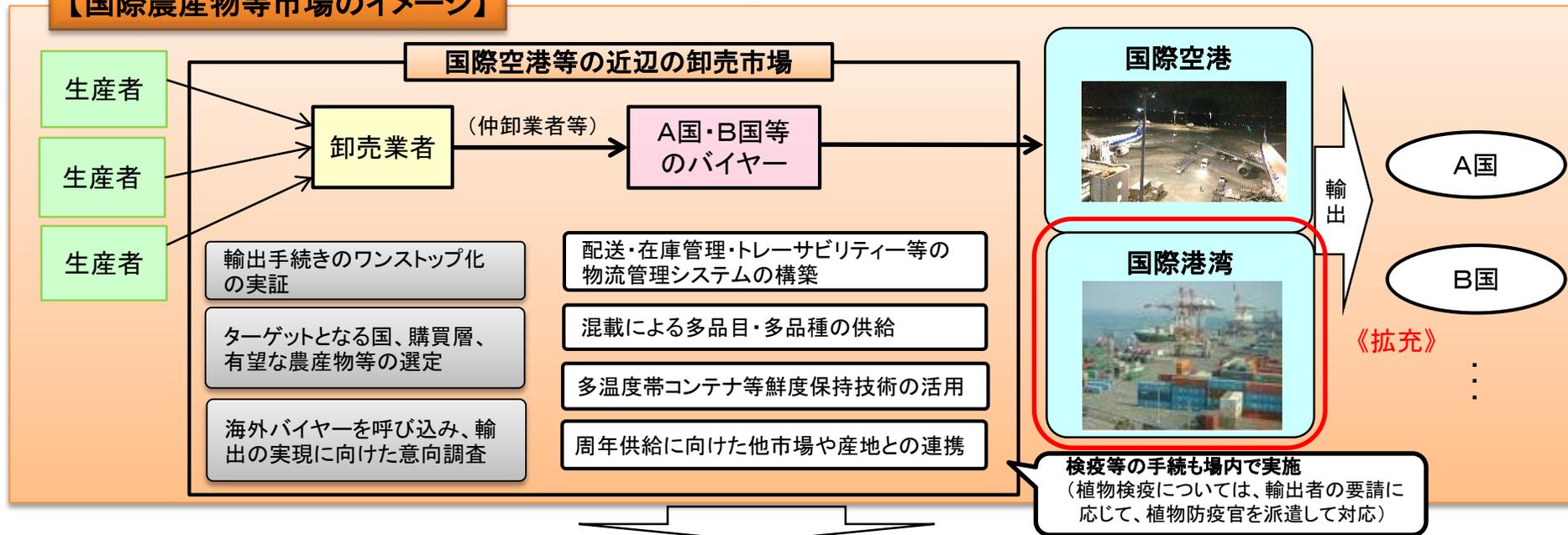
- 日本の農林水産物・食品の輸出額目標である平成31年の1兆円を（平成32年から1年前倒しで）達成するためには、多種多様な生鮮食料品が日々大量に集荷される卸売市場を活用することが効果的であり重要。
- 特に、国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点（国際農産物等市場）となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待される。

## 支援対象となる事業内容

国際空港等の近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するためのフィージビリティ調査等を支援

卸売業者又は仲卸業者等に対する、輸出にも対応可能なHACCP対応等の低温管理設備等の設置支援（リース方式）

## 【国際農産物等市場のイメージ】



日本の農林水産物・食品の輸出額を拡大（平成31年1兆円（平成32年の1年前倒し））

## 38 地理的表示、植物品種保護など知的財産の保護・活用 【287（189）百万円】

### 対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の活用、植物新品種の保護等を支援します。

### <背景／課題>

- ・我が国農産物の輸出促進を図るためには、輸出環境の整備として「本物を守る」ため、知的財産の保護・活用を図ることが必要です。
- ・「地理的表示（G I）保護制度」は、地域ならではの農林水産物・食品の名称を知的財産として保護する国際的な枠組みであり、産地が円滑に活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。
- ・また、我が国で開発された優良な植物新品種は、我が国農産物の強みの一つですが、無断で海外で栽培され、我が国からの輸出の障害とならないよう、海外における知的財産権（育成者権）の取得が重要です。

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大  
(7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

### <主な内容>

1. 地理的表示保護制度活用総合推進事業 191（174）百万円
  - (1) 地理的表示保護制度活用促進事業  
地理的表示保護制度への登録申請に対する相談・支援体制を整備するとともに、G I登録に必要となる調査等に対する支援を行います。また、G I保護制度の普及啓発、G I産品を中心とした地域ブランド化等を推進します。  
(補助率：定額、1／2以内)  
事業実施主体：民間団体等)
  - (2) 海外知的財産保護・監視委託事業  
日本のG I産品保護のため、海外における不正使用等に係る監視、G I名称の商標登録等の状況を調査します。  
(委託先：民間団体等)  
委託費
  - (3) 地理的表示産品情報発信委託事業  
日本のG I産品の海外での販路拡大のため、日本の登録G I産品の情報を、英語等多言語で海外の流通業者や消費者等にわかりやすく発信します。  
(委託先：民間団体等)  
委託費
2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業 83（－）百万円

海外における品種登録を促進するため、マニュアルの整備や相談窓口を設置するとともに、海外への品種登録（育成者権取得）や侵害対策に対して支援します。

また、品種保護に必要となる技術的課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動等を推進します。

(委託先、事業実施主体：民間団体等)  
委託費、補助率：定額、1／2以内
3. 農業ICT標準化推進事業 13（15）百万円

ICT化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野のICT規格の国際標準化を推進します。

(事業実施主体：民間団体等)  
補助率：定額

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課（03-6738-6169）]

# 地理的表示・植物品種保護など知的財産の保護・活用

- 我が国の農林水産物の輸出拡大が一層期待されているなか、
    - ① 地理的表示(GI)保護制度の活用による、国内及び海外市場でのブランド価値を確立・保護する
    - ② 我が国で開発された優良な植物新品種を海外でも品種登録し、海外における無断増殖を防止する 等
- 農林水産分野で知的財産制度を活用することにより、「本物を守る」ことが重要となっている。

## 地理的表示保護制度活用総合推進事業 【191 (174) 百万円】

### GI登録の推進

- ・GI登録の推進・制度活用に向けた相談体制を整備
- ・GI登録に必要な調査等に対する支援

### GIの活用促進

- ・GIを活用した高品質な地域ブランドの生産拡大等を進めるための展示・商談会や、シンポジウムの開催

### 海外への情報発信・保護監視

- ・海外に向けた日本産GIの情報発信
- ・海外市場におけるGI不正使用の監視



GI登録により国内外で  
ブランド価値を確立

## 植物品種等海外流出防止総合対策事業 【83 (-) 百万円】

### 海外への品種登録支援

- ・海外における品種登録(育成者権取得)や権利侵害対策に要する経費を支援
- ・海外出願相談窓口の設置や、海外品種登録出願マニュアルの整備
- ・伝統野菜等我が国固有の種苗資源の保護等に要する経費を支援

### ユポフ UPOV91年条約への加盟を促進

- ・海外における種苗保護制度の整備に向けた「東アジア植物品種保護フォーラム」の実施



農林水産分野の知的財産の保護・活用を通じ、「本物」を守り、我が国農林水産物の輸出を促進

## 39 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減 【1,027(924)百万円】

### 対策のポイント

第3次食育推進基本計画に基づき、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロス削減に向けた取組を推進します。

### <背景/課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減に向けた取組を推進することが必要です。

### 政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加  
(4%(平成27年度)→12%(平成30年度))

### <主な内容>

#### 1. 第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進

##### (1) 食育活動の全国展開事業

88(60)百万円

食育推進全国大会や食育優良活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき国民のニーズや特性を調査・分析し、実践的な食育推進方を提示します。

〔委託費〕  
委託先：民間団体等

##### (2) 地域の魅力再発見食育推進事業

400(一)百万円

第3次食育推進基本計画の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援します。

〔補助率：1/2以内〕  
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

##### (3) 「和食」と地域食文化継承推進事業

63(212)百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して「和食」の魅力等を効果的に発信します。

〔委託費〕  
委託先：民間団体等

[平成29年度予算概算要求の概要]

<各省との連携>

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省  
・第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進
- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進

2. 地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大

- (1) 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 300(374)百万円  
生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。

〔委託費〕  
〔委託先：民間団体等〕

- (2) 地域の食の絆強化推進運動事業 11(13)百万円  
学校給食へ地場食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

3. 健康な食生活を支える地域・産業づくりの推進 86(186)百万円  
(機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業)

機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関(医学、栄養学等)及び消費者等で構成する地域協議会が行う「食による健康都市づくり」の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：地方自治体・民間団体等で構成する地域協議会〕

4. 食品ロスの削減(食品リサイクル促進等総合対策事業) 78(77)百万円  
食品ロス削減のために、製造事業者・卸売業者・小売業者等による商慣習見直し等について更なる取組を推進するとともに、フードバンク活動を支援します。

〔委託費、補助率：定額・1/2以内〕  
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

〔お問い合わせ先：〕  
1 (1)の事業 消費・安全局消費者行政・食育課(03-6744-1971)  
1 (2)、(3)、2及び3の事業  
食料産業局食文化・市場開拓課(03-6744-2352)  
4の事業 食料産業局バイオマス循環資源課(03-6744-2066)

## 40 6次産業化の推進

【2, 554 (2, 402) 百万円】

### 対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

### <背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農工商連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など農林漁業者等と異業種の事業者とのネットワーク形成等の取組を支援する必要があります。

### 政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大  
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大  
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

### <主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用(財投資金) 出資枠 150億円  
貸付枠 50億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者(支援事業者)への出資など、A-FIVEの直接出資も積極的に活用します。

(事業実施主体:(株)農林漁業成長産業化支援機構)

2. 6次産業化支援対策 2, 554 (2, 402) 百万円

#### (1) 6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫により、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

##### ① 6次産業化等に関する戦略の策定

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定・更新する取組を支援します。

##### ② 6次産業化プランナーの配置

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等による6次産業化の事業計画の作成等を支援する体制を整備します。

##### ③ 6次産業化に取り組む人材育成研修の支援

都道府県又は市町村段階で、6次産業化に取り組む人材を育成するために行う、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修や6

[平成29年度予算概算要求の概要]

- 次産業化事業者等へのインターンシップ研修の取組を支援します。
- ④ 加工適性のある作物の導入支援  
農林漁業者等が新商品開発に向けて行う、加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組を支援します。
  - ⑤ 新商品開発・販路開拓、加工・販売施設整備等の支援  
農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、六次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等を支援します。
  - ⑥ 地域ぐるみの6次産業化の支援  
市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って地域ぐるみで行う、新商品の開発（学校給食のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、新しい介護食品の開発等）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等）等の取組、加工機械等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県及び市町村へは定額  
（事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内）  
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 ）

(2) 6次産業化サポート事業

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、主に以下の取組を実施します。

- ① 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援  
広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。
- ② 商談会等開催支援  
6次産業化事業者の販路拡大のための商談会等の開催を支援します。
- ③ 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進・情報提供支援  
地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実践モデルの作成、情報誌の発行等を支援します。
- ④ 6次産業化・新産業の創出促進  
農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。
- ⑤ スマイルケア食の普及推進  
スマイルケア食（新しい介護食品）の商品開発・普及をより一層推進するため、スマイルケア食の利用に向けた研修会の開催等を支援します。
- ⑥ 外食・中食等における国産食材の活用促進  
外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進、外食・中食産業の活性化等に資する取組を支援します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等 ）

[平成29年度予算概算要求の概要]

お問い合わせ先：

1、2（1）、（2）①～③の事業

食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)

2（2）④の事業

食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)

2（2）⑤の事業

食料産業局食品製造課 (03-6744-2249)

2（2）⑥の事業

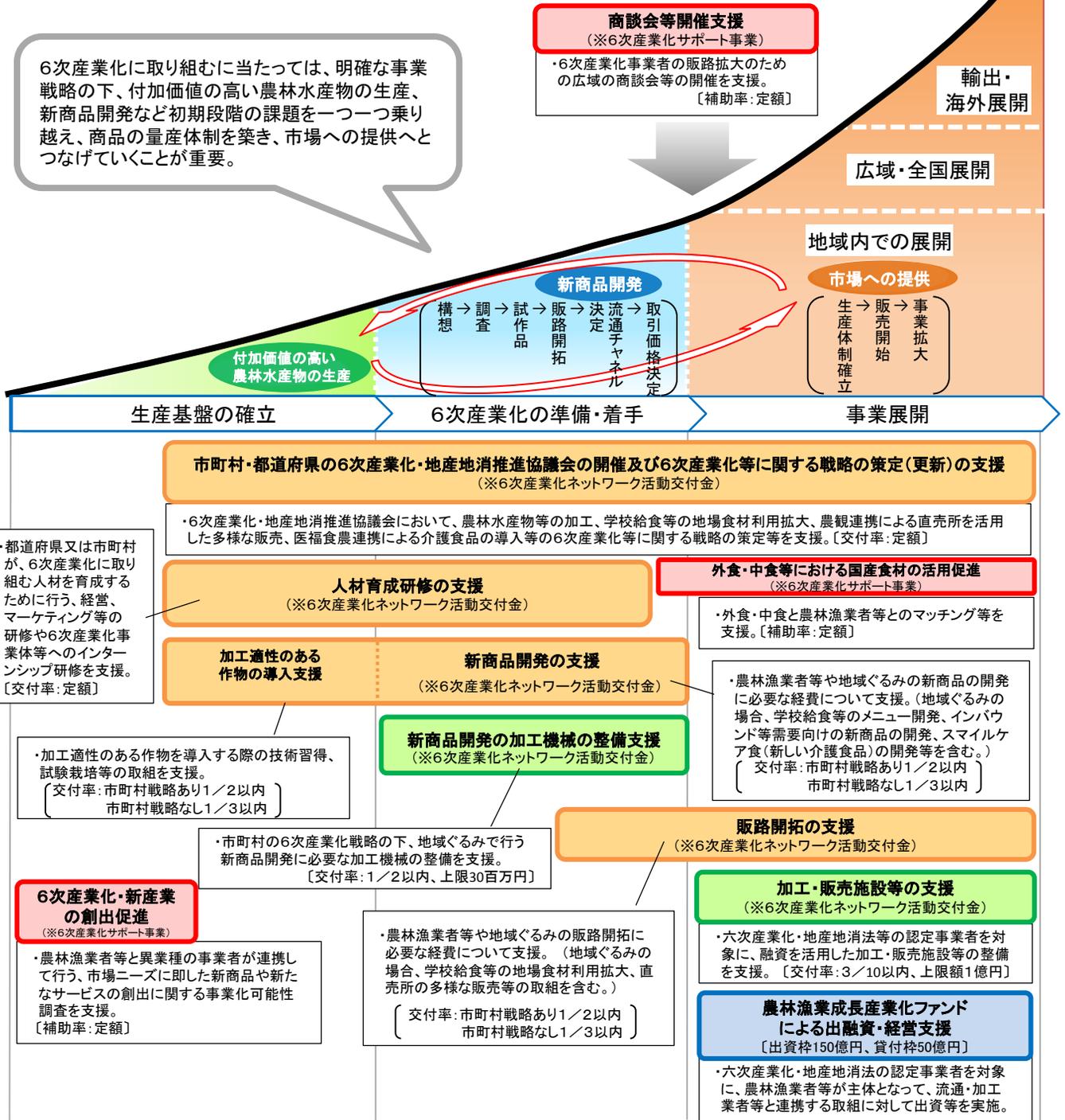
食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-7177)

# 6次産業化支援対策等の概要

【平成29年度予算概算要求額：2,554(2,402)百万円】

・地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者等の皆様が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組みめるよう、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備。

6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要。



## ＜6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス＞

**都道府県で取り組む事業者向けの支援**  
(※6次産業化ネットワーク活動交付金)

・6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを実施。

**広域で取り組む事業者向けの支援**  
(※6次産業化サポート事業)

## ＜全国的な普及推進活動＞

**6次産業化ネットワーク活動の全国推進**  
(※6次産業化サポート事業)

・6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーの開催を支援。

**6次産業化情報提供支援**  
(※6次産業化サポート事業)

・各地の6次産業化の取組を紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援。

## 41 消費・安全対策交付金

【2,200(1,810)百万円】

### 対策のポイント

地方の自主性の下、国産農畜水産物の安全性の向上、家畜の伝染性疾病や病害虫の発生予防・まん延防止等を支援します。

### <背景/課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的にリスク管理措置等の適切な取組を実施していくことが大切です。

### 政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進

### <主な内容>

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病やジャガイモシロシストセンチュウ、ウメ輪紋ウイルス等の病害虫の発生予防・まん延防止
- (3) 食品トレーサビリティの普及促進

〔 交付率：10/10、9/10以内、1/2以内、1/3以内  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

[お問い合わせ先：消費・安全局総務課 (03-3591-4830)]

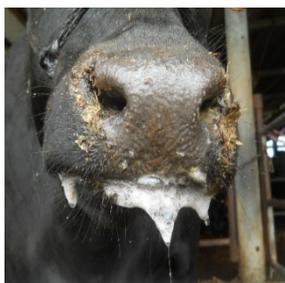
# 消費・安全対策交付金

- 近隣諸国において鳥インフルエンザ、口蹄疫等が発生。鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病への適切な対応（危機管理体制の整備、農場バイオセキュリティの強化、消毒の徹底等）を支援
- ジャガイモシロシストセンチュウ等の根絶又はまん延防止を支援
- 科学的知見に基づく農畜水産物の適切なリスク管理の取組による農畜水産物の安全性向上等を推進

## I 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

### 1. 鳥インフルエンザ等家畜の伝染性疾病への対応

- ①鳥インフルエンザ等発生時を想定した防疫演習の実施による危機管理体制の整備
- ②防鳥ネットの導入等による農場バイオセキュリティの向上、地域における車両消毒施設の整備（ハード）
- ③家畜保健衛生所における遺伝子検査用機器の整備、病性鑑定施設の整備（ハード）等



口蹄疫や鳥インフルエンザの症状



車両消毒施設

### 2. ジャガイモシロシストセンチュウ等病害虫の根絶・まん延防止

#### (1) 重要病害虫の特別防除

- ①ジャガイモシロシストセンチュウ等の病害虫の根絶又はまん延防止を図るための取組
- ②ウメ輪紋ウイルスの根絶を目指した取組
- ③ミカンコミバエ等の侵入警戒調査 等

ジャガイモシロシストセンチュウの被害状況



健全なほ場



被害ほ場

#### (2) 輸出検疫条件の確立

輸出解禁協議等に必要となる病害虫発生状況調査・防除等

## II 農畜水産物の安全性の向上

- ・有害化学物質及び有害微生物等のリスク管理措置の地域実態に即した有効性検証、農薬の適正使用等の総合的な推進、畜水産物の安全の確保のための調査分析・機器整備・体制整備等

## 42 家畜衛生等総合対策

【5,655（5,546）百万円】

### 対策のポイント

畜産振興、畜産物の安定供給さらに畜産物の輸出促進を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

### <背景／課題>

- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

### 政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の地域偏在の解消

### <主な内容>

- 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止** 4,877（4,873）百万円  
(1) 家畜疾病発生時においても、相互に貿易が継続できる仕組みの構築を進めるなど、畜産物の輸出促進に資するよう、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢・粘膜病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視等を行います。  
また、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤の需要量急増に備えた保管等を行います。  
(2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。  
(委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等)  
委託費、補助率：10/10、1/2等
- 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止** 544（457）百万円  
人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者への質問や携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭するなど、水際での防疫措置の徹底を図ります。  
(事業実施主体：動物検疫所)
- 産業動物獣医師の育成・確保** 159（154）百万円  
産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医学部への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。  
(補助率：1/2以内等)  
(事業実施主体：民間団体等)
- 水産防疫体制の充実・強化** 75（63）百万円  
疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発、魚病診断機関の検査精度向上のための体制構築等を行います。  
(委託先：民間団体等)  
委託費

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
- 3、4の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

## 43 畜産・水産分野における薬剤耐性対策

【2,613(2,118)百万円の内数】

### 対策のポイント

薬剤耐性対策アクションプランに沿った取組を推進するため、畜産・水産分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修等を実施するとともに、ワクチンや代替薬の開発等を支援します。

### <背景/課題>

- ・抗菌剤が効かない薬剤耐性菌が原因の感染症による死亡者が、このままでは2050年には世界で約1,000万人に及ぶとの推計があるなど、薬剤耐性が国際的な問題となっています。
- ・抗菌剤はヒトだけでなく、家畜等にも使用されますが、その使用には薬剤耐性菌の発現リスクもあり、畜産物等を介してヒトに影響することも懸念されています。
- ・このような中、本年4月に関係閣僚会議において、我が国の「薬剤耐性対策アクションプラン」が決定され、畜産・水産分野においても、同プランに沿って薬剤耐性対策を推進することとなりました。

### 政策目標

我が国の薬剤耐性対策アクションプランに沿った取組を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑え、国産畜水産物に対する消費者の信頼確保に貢献します。

### <主な内容>

#### 1. 監視・動向調査の強化、抗菌剤の慎重な使用に関する研修等の実施 315(249)百万円の内数

- (1) 薬剤耐性菌の発現の動向を的確に把握し、監視するため、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物における動向調査を強化します。

また、そのために必要な高度分析機器を、動物医薬品検査所に導入します。

- (2) 畜産の生産現場における抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するため、抗菌剤の使用実態を調査するとともに、獣医師、生産者等に対する研修等を実施します。

委託費  
委託先：民間団体等  
事業実施主体：動物医薬品検査所

#### 2. ワクチンや代替薬等の開発・実用化の促進 98(58)百万円

抗菌剤の使用機会を減少させるため、感染症を予防するワクチンや、抗菌剤の代替となる薬剤及び飼料添加物の開発・実用化を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

#### 3. 養殖水産分野における指導體制の構築 (消費・安全対策交付金で実施) 2,200(1,810)百万円の内数

養殖水産分野において抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を実施します。

交付率：1/2以内  
事業実施主体：都道府県

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)]

## 44 産地偽装等取締強化対策

【249（249）百万円】

### 対策のポイント

悪質な産地偽装等が後を絶たない中、効果的・効率的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の結果を活用した取締りを強化します。

### <背景／課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装等の取締りを強化していくことが必要です。
- ・そのためには、民間の分析機関での原産地判別に係る分析や、販売されている牛肉に牛の個体識別情報が適切に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが大切です。

### 政策目標

- 食品表示の遵守状況の確実な改善
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保

### <主な内容>

#### 1. 産地表示適正化対策事業

15（15）百万円

不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りの一環として、原産地判別のための科学的分析を行います。

（委託費）  
委託先：民間団体等

#### 2. 牛肉トレーサビリティ業務事業

233（234）百万円

国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費）  
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

消費・安全局消費者行政・食育課

（03-6744-2100）

## 45 食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

【641（589）百万円】

### 対策のポイント

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査、②生産資材の調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

### <背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるためには、生産から消費まで、科学的根拠に基づきリスク管理を行っていくことが重要です。
- ・このため、有害化学物質・微生物の汚染実態を踏まえた安全性向上対策の策定、生産資材（農薬や肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の調査や試験等に基づく使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行っていくことが必要です。

### 政策目標

- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制
- 生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を実施

### <主な内容>

#### 1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 191（191）百万円

食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について汚染実態を調査し、必要に応じて安全性向上対策を検討します。

（委託費）  
委託先：民間団体等

#### 2. 食品の生産資材安全確保総合対策事業 449（398）百万円

生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行うための調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

また、遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性を確認する試験等を行います。

（委託費、補助率：定額）  
委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：消費・安全局

1の事業 食品安全政策課 (03-6744-2135)

2の事業のうち

農薬・肥料 農産安全管理課 (03-3591-6585)

飼料・動物用医薬品 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

## 46 日本型直接支払

【79,966(76,960)百万円】

### 対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

### <背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

### 政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

### <主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 50,251(48,251)百万円

#### (1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）〕

事業実施主体：農業者等の組織する団体

#### (2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等）〕

都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等

事業実施主体：農業者等の組織する団体

[平成29年度予算概算要求の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 27,000(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策（平成27年度～31年度）では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a等）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,716(2,410)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額（カバークロープ：8,000円/10a等）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：  
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)  
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)  
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

# 多面的機能支払制度の概要

【平成29年度予算概算要求額 50,251 (48,251) 百万円】

**多面的機能支払交付金**  
48,611 (46,751) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

## ○ 農地維持支払

【対象者】

農業のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

## ○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動  
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

## ◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 1,640 (1,500) 百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算要求額 27,000 (26,300) 百万円】

**中山間地域等直接支払交付金**  
26,650 (26,000) 百万円

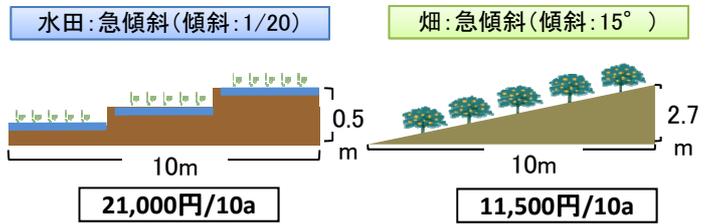
中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】 地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域  
 (特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、東日本大震災復興特別区域法)

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
  - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ※ 平成28年度より、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする等、運用を改善

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

【集落連携・機能維持加算】

① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

[単価]

地目にかかわらず
3,000円/10a



② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

[単価]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保安全管理加算】

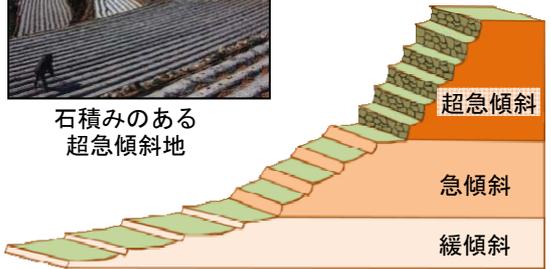
超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援



石積みのある超急傾斜地

[単価]

田・畑
6,000円/10a



【中山間地域等直接支払推進交付金】 350 (300) 百万円  
都道府県、市町村等による事業の推進を支援

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算要求額 2,716 (2,410) 百万円】

**環境保全型農業直接支払交付金**  
2,600 (2,310) 百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

**地球温暖化防止に効果の高い  
営農活動への支援**

支援対象となる取組の例

カバークロープ



堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロープの作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し  
地球温暖化防止に貢献

**生物多様性保全に効果の高い  
営農活動への支援**

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み  
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【支援単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組		地域特認取組の例	
対象取組	交付単価	対象取組	交付単価
カバークロープ	8,000円/10a	IPM※1を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a※2
堆肥の施用	4,400円/10a		
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)	冬期湛水管理※3	8,000円/10a

※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術  
 ※2：対象作物や交付単価は道県により異なる  
 ※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

**【環境保全型農業直接支払推進交付金】 116 (100) 百万円**  
都道府県、市町村等による事業の推進を支援

## 47 農山漁村振興交付金

【15,000(8,000)百万円】

### 対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住、「農泊」等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

### <背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大しています。
- ・近年増加しているインバウンド需要を農山漁村に取り込むためには、インバウンドに対応した受入環境を構築していくことが重要です。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、障害者等を新たな労働力として期待する農業側と、障害者等の新たな雇用の場として期待する福祉側とが連携した農福連携への期待が増大しています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農福連携を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。
- ・更に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進します。

### 政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

### <主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 3,910(1,915)百万円  
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育等に活用する地域の活動計画づくりや滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」の推進など地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報発信など、地域資源を活用する取組を支援します。
2. 山村活性化対策 1,000(750)百万円  
特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
3. 農福連携対策 500(一)百万円  
農業分野における新たな働き手としての障害者等の就労を促進するためバリアフリー等を導入した福祉農園及び附帯施設等の整備、福祉と連携した農業活動、体制構築、普及啓発等の取組を支援します。
4. 農山漁村活性化整備対策 9,590(5,335)百万円  
市町村等が作成する農山漁村における定住及び地域間交流の促進のための計画の実現に必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

（ 事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）  
交付率：定額、1/2等

### お問い合わせ先：

- 都市農村共生・対流対策及び農福連携対策に関すること  
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- 地域活性化対策に関すること  
農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- 山村活性化対策に関すること  
農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)
- 農山漁村活性化整備対策に関すること  
農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農福連携を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 特に、平成28年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進するための地域の受入体制整備、「農」「林」「水」の各分野における農林漁業体験の充実、滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援。

## 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

### ○「農泊」の推進

訪日外国人を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図り、農山漁村での滞在を伴う「農泊」を推進するため、新たなメニューを創設し、受入体制整備、ホームページ等の多言語化、外国人向け体験プログラムの企画等と併せ小規模な施設改修等（古民家の改修、トイレの洋式化等の整備、Wi-Fi環境の構築等）を支援



体験プログラムの開発



古民家等の小規模な改修



外国人の農村体験

- 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育等に活用する地域の活動計画づくりや地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援



活動計画づくり



子どもたちの農業体験



味噌作り体験

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）
- 実施期間：
  - 都市農村共生・対流対策：上限2年
  - 地域活性化対策：上限5年
  - 人材活用対策：上限3年
- 交付率：定額（上限800万円等）

## 山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

## 農福連携対策（新規）

- 農業分野における新たな働き手としての障害者等の就労を促進するためバリアフリー等を導入した福祉農園及び附帯施設等の整備、福祉と連携した農業活動や体制構築及び普及啓発等の取組を支援

- 実施主体：社会福祉法人、民間団体  
地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年
- 交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ生産

## 農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する農山漁村における定住及び地域間交流の促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援
- 「農泊」を推進するための滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）

### 生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等



味噌加工施設

### 生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等



定住希望者の一時滞在施設

### 地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等



農産物直売施設

### 「農泊」の推進に必要な施設整備



廃校や古民家を活用した滞在・交流施設

## 主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

## 48 食によるインバウンド対応推進事業

【70（70）百万円】

### 対策のポイント

日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンドにつなげ、更に日本産食材の評価を高めるといった好循環を構築するため、地域の食の魅力を一体的に海外に発信する取組を支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進します。

### <背景／課題>

- ・政府は、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、平成32年までに訪日外国人旅行者を4,000万人とし、同旅行者による消費額を8兆円とする目標を掲げるとともに、こうした目標の達成のためには、我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていく必要があるとされています。
- ・また、同ビジョンや「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）では、地域特有の食とそれを支える農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人を誘致する取組を「食と農の景勝地」として認定し、地域の食の魅力を海外に一体的に発信することとされています。
- ・さらに、平成28年5月に策定された「農林水産業の輸出力強化戦略」においても、「食と農の景勝地」の認定を進め、インバウンドを輸出に結びつけることとされていることから、「食と農の景勝地」を核として地域の食の魅力を発信するとともに、地域を訪れた訪日外国人が地域の食・食文化を楽しめる環境整備を図り、インバウンド需要を農山漁村に取り込んでいく必要があります。

### 政策目標

インバウンド需要の増大と農林水産物・食品の輸出拡大の循環を実現  
(訪日外国人旅行消費額8兆円(平成32年度)、農林水産物・食品輸出額1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し))目標の達成への貢献)

### <主な内容>

#### 1. 地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業 52（52）百万円

地域の食・食文化の海外におけるブランド力を強化するため、「食と農の景勝地」に認定された地域等における農林水産物・食品や食文化、景観等の魅力を発掘し、地域特有のストーリーとともに分かりやすく伝えるための映像化等を通じて海外に発信する取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業 18（18）百万円

訪日外国人の言語や食習慣の違いに対応した飲食店等を拡大していくため、ガイドブックの作成や研修の実施等により、飲食店等におけるインバウンド対応（多言語対応やムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応）に必要な情報提供を行い、地域のインバウンド対応をサポートする人材を育成するなど、訪日外国人が日本における食体験を通じた日本食や日本産食材への理解増進に資する環境づくりを推進します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

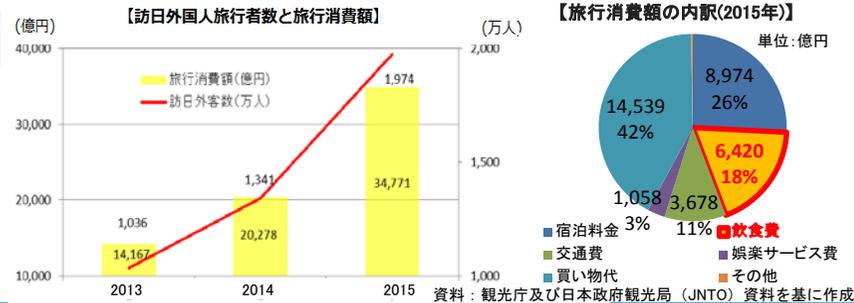
[お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（03-6744-2012）]

# 食によるインバウンド対応推進事業

【平成29年度予算概算要求額：70（70）百万円】

日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンド（外国人の訪日）需要の増大につなげ、日本での体験を通じて更に日本の食材の評価を高めるといった好循環を構築するため、①「食と農の景勝地」を核とした地域の食の魅力を発信する取組を支援するとともに、②訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進します。

## 現状



## めざす姿

「明日の日本を支える観光ビジョン（農林水産省関連部分抜粋）」  
（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

- 2020年における訪日外国人旅行者数を4000万人、旅行消費額を8兆円とする。
- 2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

## ①来ていただくための基盤づくり

地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業  
(52百万円)

地域特有の食とそれを支える農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす「食と農の景勝地」に認定された地域等の取組を支援。

### 発掘

- 地域の食・食文化等の中から世界に通用する魅力を再発見することを支援するために国内外の料理人や有識者等を地域へ派遣

### 記録

- 地域の食・食文化の魅力やそのストーリーを、国内外の旅行者や次世代へ共有するための映像製作を支援

### 発信

- 地域の魅力・ストーリーを記録した映像を集約化・ブランド化し、国内外へ発信するためのウェブサイト構築



## ②食べていただくための体制づくり

「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業  
(18百万円)

飲食店等におけるインバウンド対応（多言語対応やムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応）を促進する取組を支援。

### 飲食店等の対応促進・サポート人材の育成

- 飲食店等におけるインバウンド対応に必要な情報等を提供するガイドブックを作成し、商工会等を通じて地域の関係者に広く配布するとともに、
- インバウンド対応に関する研修を実施することで、地域のインバウンド対応をサポートしていく人材育成などの取組を推進し、訪日外国人旅行者の受入体制の裾野を拡大。

## 49 おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業

【100（45）百万円】

### 対策のポイント

訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港等で円滑に受け取ることができるような体制を構築するとともに、このノウハウを広く普及し、我が国農畜産物のお土産としての持ち帰りを拡大します。

### <背景／課題>

- ・訪日外国人旅行者数が増加する中、輸出促進や農山漁村の活性化等の観点から、旅行者が安心して地域の農畜産物を購入し、円滑に持ち帰ることができる環境・体制を整備することが重要です。
- ・これまで外国人旅行者が直売所などで購入した農畜産物を旅行中持ち歩かなくても動植物検疫を経て空港等で受け取れる検疫手続・体制（検疫手続円滑化モデル）を構築してきましたが、ここで得られたノウハウを生産者や事業者にも広く普及することが重要です。
- ・また、ニーズはあるものの輸出検疫条件が複雑な農畜産物について、事業者が取り組みやすい検疫手続・体制の構築を図る必要があります。

### 政策目標

訪日外国人旅行者による国産農畜産物の持ち帰りを拡大していくため、生産者や事業者が取り組みやすい検疫手続・体制を構築します。

### <内容>

#### 1. 検疫手続円滑化の仕組みの構築

訪日外国人旅行者を対象としたお土産用農畜産物のモデル販売を通じて、事業者が取り組みやすい動植物検疫手続（検疫の受検方法等）や体制を構築します。

例）EU向けカンキツ類：指定された園地での栽培検査が必要

EU向け盆栽：網室での栽培管理が必要

米国向け牛肉：指定された施設での処理や証明書の発行が必要 など

#### 2. 検疫手続円滑化モデルの普及のための説明会開催

検疫手続円滑化モデルを普及させるため、生産者と、販売・物流・観光といった関連事業者を対象とした説明会を全国で開催します。また、説明会の場を活用して、生産者と関連事業者とのビジネスマッチングを図ります。

（補助率：定額（ただし1のうち簡易な設備等の整備については1／2以内）

事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課

（03-6744-7168）

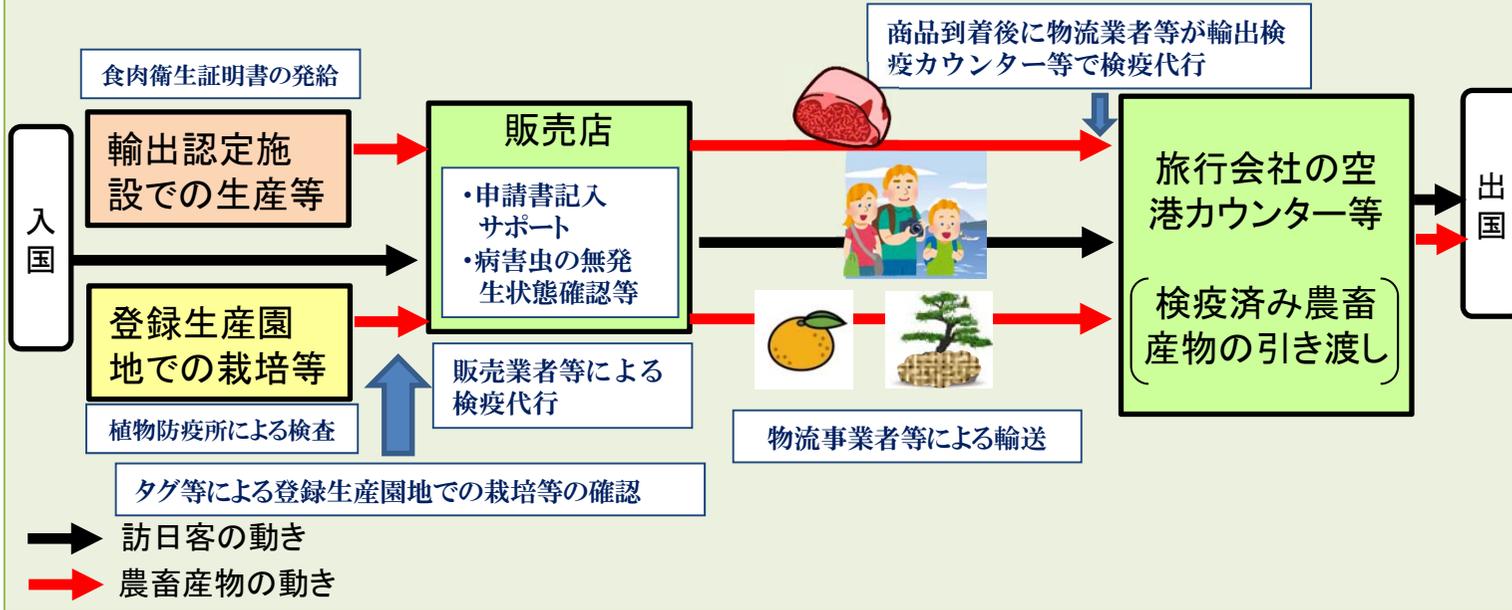
動物衛生課

（03-3502-5994）

# おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業

## I. モデル販売を通じた取り組みやすい検疫手続や体制の確立(継続)

例) EU向けカンキツ類及び盆栽や、米国向け牛肉等の検疫手続円滑化のイメージ



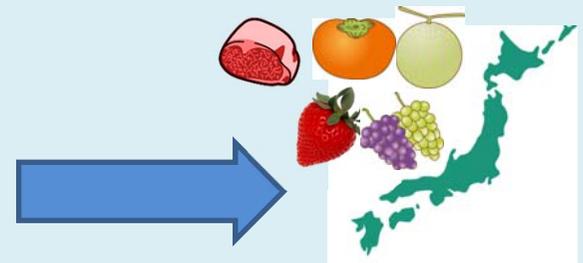
訪日旅行者による国産農畜産物のお土産としての持ち帰りが拡大

国産農畜産物の魅力が広く海外に発信され、これを通じた輸出の促進  
訪日旅行者向けの農畜産物販売が促進され、農山漁村が活性化

## II. 構築した検疫手続円滑化モデルの全国的な普及(新規)

### 取組内容

- 店頭での輸出植物検疫条件表の掲示や検査申請書の記載サポート
- 検疫済み農畜産物を国際宅配便で輸送
- 観光農園等で購入した農畜産物について検疫代行の上、空港で検疫済み農畜産物を引き渡す仕組みの構築
- クルーズ船を利用する海外旅行者を対象とする検疫手続円滑化の仕組みの構築 等



事業を通じて構築した検疫手続円滑化の仕組みの普及等を図るため、生産者と関連事業者を対象として全国で説明会を開催

## 50 荒廃農地等利活用促進交付金

【381（231）百万円】

### 対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

### <背景／課題>

- ・ 我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・ このため、農業者や農業者組織、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

### 政策目標

○平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

### <主な内容>

#### 1. 荒廃農地の再生利用活動への支援

1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。

#### 2. 荒廃農地の発生防止活動への支援

2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な低コスト整備の取組を支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地〈B分類〉がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

#### 3. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きよ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

#### 4. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

（ 補助率：定額（再生作業5万円／10a等）、1／2以内等  
事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等 ）

【お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2081）】

# 荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成29年度予算概算要求額：381（231）百万円】

- 農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

## 【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。  
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

## 【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

### 1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



基盤整備等の実施により再生利用が可能

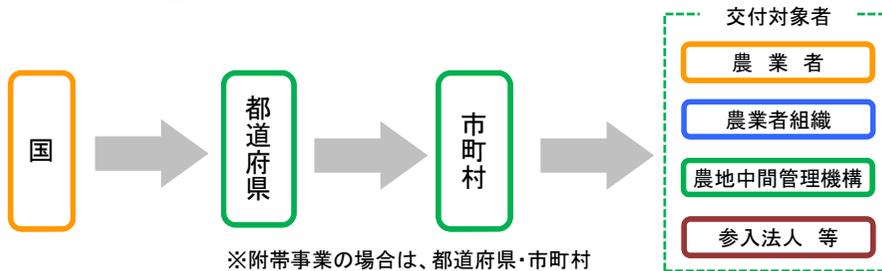
### 2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



低コスト整備により耕作再開が可能

## 【交付金の流れ】



## 【主な支援内容】

### 1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）への支援

#### 再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



#### 施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



### 2号遊休農地への支援

#### 発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。



#### 施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

### 連携事業

- ・ 荒廃農地等を利用した放牧事業（※1）と連携して牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象とした果樹の改植事業（※2）と連携し果樹棚等を整備。



※1「地域づくり放牧事業」（生産局所管）

※2「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

## 【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等）  
1/2以内等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）

## 51 都市農業機能発揮対策事業

【291（191）百万円】

### 対策のポイント

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地の先進事例の創出と横展開等を推進します。

### <背景／課題>

- ・都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・こうした中、都市農業の振興に関し、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月には、同法に基づき政府として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。
- ・基本計画において示された新たな施策の方向性に沿って、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を推進していくことが必要です。

### 政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大  
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

### <主な内容>

#### 1. 都市農業についての課題把握

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費  
委託先：地方公共団体等

#### 2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

#### 3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額  
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

#### 4. 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進します。また、現場から情報発信するための広報活動を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

# 都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算要求額 291(191)百万円】

## 都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

### 〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する  
新たな施策の方向性

## 都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

### 〈講ずべき施策〉

- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ・的確な土地利用に関する計画の策定等
- ・税制上の措置
- ・農産物の地元での消費の促進
- ・農作業を体験することができる環境の整備等
- ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

## 都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、  
海外市場の開拓等

(委託費) (委託先: 地方公共団体等)



現地における実証調査と検討

## 都市農業の機能発揮

### 都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 民間団体等)



住民を対象とした啓発事業

### 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例(地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等)の創出と横展開を推進。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 市町村、J A、N P O法人等)



都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

### 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率: 定額)  
(事業実施主体: 地域協議会、民間団体、N P O法人等)



農業飛散防止施設(防葉ネット)

## 52 農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策 【660（643）百万円】

### 対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

### <背景/課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の活性化に寄与することが期待されます。
- ・特に、農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化及び所得向上につなげていくことが重要です。
- ・一方で、再生可能エネルギーの取組については農山漁村特有の課題があることから、これらの課題解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への参画を進める必要があります。

### 政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）
- 「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合（目標値 約3割以上）」
- 農業集落排水施設における省エネルギー技術の確立

### <主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 103（103）百万円  
(1) 事業化推進事業 54（71）百万円  
発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等
- (2) 事業化サポート事業 48（31）百万円  
再生可能エネルギーに取り組もうとする農林漁業者等をサポートするため、研修会の実施、専門家による指導・助言、再エネ事業者とのマッチング、セミナーの開催等を支援するとともに、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を推進します。  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等
2. 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 60（60）百万円  
農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会

[平成29年度予算概算要求の概要]

3. 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 [新規] 497 (一) 百万円  
(1) 小水力等発電施設の調査設計等への支援 186 (一) 百万円  
小水力等発電施設の整備に係る設計及び各種法令に基づく協議等の取組を支援  
します。

〔補助率：定額、1/2以内〕  
〔事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等〕

- (2) 土地改良区等技術力向上支援 162 (一) 百万円  
小水力発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修や専門技  
術者派遣による現地指導等の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

- (3) 小水力等発電施設・農業集落排水施設の効率性・経済性向上のための支援 149 (一) 百万円  
小水力等発電施設については、冬期用水の有効活用、蓄電池の利用に係る検討  
を行い、施設整備に移行するよう支援します。また、農業集落排水施設につい  
ては、施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を  
図る整備技術の実証の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

- 〔お問い合わせ先：〕  
1、2の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ (03-6744-1508)  
3の事業 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)

## 53 地域バイオマス利活用推進事業

【700百万円】

### 対策のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援します。

### <背景／課題>

- ・地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、関係事業者・自治体等の連携により、原料収集から製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築する必要があります。
- ・7府省\*が共同で地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を連携して支援する必要があります。

※ 7府省とは、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

### 政策目標

約100地区でのバイオマス産業都市の構築（平成30年）

### <主な内容>

#### 1. 地域バイオマス利活用支援事業

53百万円

##### (1) 全国段階の取組

7百万円

バイオマス産業都市選定地域の自治体を構成員とした協議会の体制を整備し、各地域のバイオマス産業都市構想の実現に向けた情報発信や指導・助言、普及等の取組を支援します。

##### (2) 地域段階の取組

46百万円

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

#### 2. 地域バイオマス利活用施設整備事業

647百万円

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な施設整備を支援します。

〔補助率：1/2、1/3以内〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

### <各省との連携>

- 7府省が共同で地域を選定し、各府省の施策のマッチング等によりバイオマス産業都市の構築を連携して支援

〔経済産業省：バイオマスエネルギーの導入を促進〕  
〔国土交通省：下水汚泥の有効利用の促進〕  
〔環境省：地球温暖化対策及び循環型社会の構築を推進〕

〔お問い合わせ先：  
食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479）〕

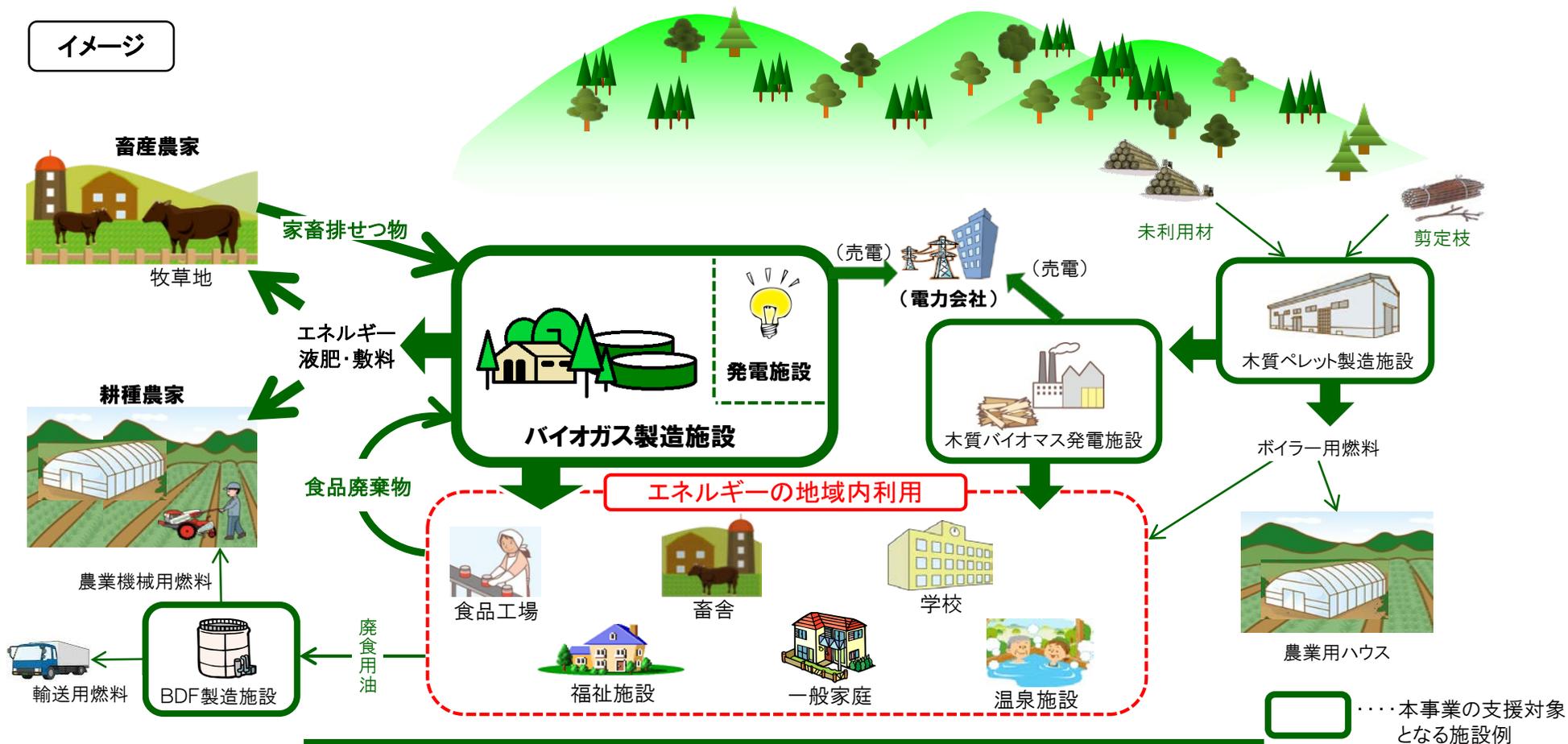
# 地域バイオマス利活用推進事業

～バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり～

平成29年度予算概算要求額  
700百万円

- バイオマス産業都市とは、原料収集から製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。
- 本事業は、市町村や民間団体等によるバイオマス産業都市構想の実現に必要な地域のバイオマスを活用した産業化のための調査・設計や施設整備等の取組を支援。

イメージ



**バイオマスを活用した地域活性化**

## 54 鳥獣被害防止対策の推進

【11, 252(9, 659)百万円】

### 対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

### <背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

### 政策目標

- 野生鳥獣を約60万頭捕獲\*（平成29年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上  
（約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成29年度の捕獲目標

### <主な内容>

#### 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 11, 000(9, 500)百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵\*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備

※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

- ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組

等へ支援するとともに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

〔交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）  
事業実施主体：地域協議会、民間団体等〕

#### 2. シカによる森林被害緊急対策事業 252(159)百万円

シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等のモデル的な実施や、効率的な捕獲のための行動把握調査等を行います。

〔補助率：定額、委託費  
事業実施主体：国、都道府県等、委託先：民間団体等〕

### <各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲及びその担い手育成等の取組を支援
- 内閣府 ・地方創生推進交付金により、地方公共団体による地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

〔お問い合わせ先：  
1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）  
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）〕

# 鳥獣被害防止対策の推進

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度予算概算要求額: 11,000(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

### ハード対策

#### ○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

#### ○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

#### 【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

#### 【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

### ソフト対策

#### ○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

#### ○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

#### ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

#### ○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

#### ○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

#### ○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

#### 【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

#### 【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

## シカによる森林被害緊急対策事業

【平成29年度予算概算要求額: 252(159)百万円】

シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等のモデル的实施や、効率的な捕獲のための行動把握調査等を行います。

### (1)シカ森林被害防止緊急対策

#### 【事業内容】

市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により困いわな等による捕獲や防護柵の設置、監視体制の強化等を実施。



困いわなによる捕獲

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

### (2)鳥獣捕獲者支援事業

#### 【事業内容】

GPS等により地域のシカの行動や被害状況の把握調査等を行い、捕獲に有益な情報を地域の協議会や鳥獣捕獲者等に提供。



GPS首輪による行動追跡調査結果のイメージ

HP上にシカの生息情報等を公開



鳥獣捕獲者  
捕獲場所の決定等に活用



自動撮影カメラに写ったシカの群れ



調査結果(報告書等)  
協議会等に情報を提供



鳥獣害防止のための地域の協議会  
捕獲数の増大に向けた計画づくりに反映

【委託先】民間団体等